自然葬アンケート調査報告

田口　宏昭（熊本大学）

目次

はじめに　……2
１．調査の目的　……3
２．実施方法等　……4
３．調査結果の概要
　３－１　回答者の基本属性　5
　３－２　回答者の態度変数　10
結びにかえて―散骨後の魂の行方―……25

2009

はじめに

筆者は2007年度～2009年度の3年間に科学研究費補助金（基盤研究（C））の研究助成を受けて、「自然葬の社会的・文化的意味空間の研究―生の終末と遺骨処理の文化装置をめぐって」という研究課題のもとに調査研究をおこなった。

この研究課題は1990年代初頭から日本の大都市を中心に市民運動として展開され今日に至っている「自然葬運動」に焦点を当て、「葬送の自由」を主張するこの運動の今日的な社会的意味を探求し、また日本人の他界観念の文化的主流への対抗的な文化運動としての側面に注目して、少子化、人口の流動化、高齢化と祖先祭祀慣行の静かな風化が進む現代の社会状況を背景におきつつ、新たな遺骨処理の在り方を求める人びとの意識の諸相を明らかにすることである。

本調査報告は、このような調査研究の一部を構成するように筆者が企画したアンケート調査の結果の概要報告である。まず調査の目的を述べ、次いで調査対象、調査期間、調査方法など調査実施の概要を記し、最後に回答者の基本属性、回答者の意識の実態など調査結果の概要について表やグラフを織り込み、データとその解説という構成で記述した。

１．調査の目的

「自然葬についてのアンケート調査」は、土葬によって死者の遺体を墓に埋蔵する遺体処理、または明治期以降大都市から広まっていき、今日では一般的となった焼骨を墓に埋蔵するという伝統的な遺骨処理とそれに結びついた他界表象に対抗する新たな文化装置を求める人々、すなわち伝統の変容の最先端に位置するＮＰＯ法人「葬送の自由をすすめる会」の会員の諸属性と意識の実態、特にその他界表象、すなわち死後の世界についてのイメージを明らかにすることを目的に実施した。

２．実施方法等

調査期間、調査対象、調査方法等調査実施についての概要を以下１～６に記す。

1. **調査期間**：調査は2007年７月20日から同年９月10日の間に実施した。これは調査票の郵送から回収までの期間である。この調査期間を過ぎてから間歇的に数通の回答の調査票が返送されてきたが、それらは集計の対象から外した。

2. **調査費**：予備調査の費用、調査の準備のための打ち合わせ旅費、購入文献代金、アンケート調査票印刷費、郵送費、データ入力のための人件費等の調査関連経費はすべて科研費の助成金によった。

3. **調査対象**：NPO法人「葬送の自由をすすめる会」の全会員（約8,120名）を母集団とし、等間隔無作為抽出により500名の標本を抽出した。

4. **調査方法**：郵送法に依った。協力を依頼した「葬送の自由をすすめる会」のスタッフが会員名簿から対象者を無作為抽出して対象者リストを作成し、当調査実施主体が雇用したアルバイト要員が郵送の準備をおこなった。あらかじめ切手を貼付した回収用封筒を同封した。

5. **回収率**：このようにして郵送した500名の調査対象者のうち、315名から有効な調査票が回収され、回収率は63パーセントであった。不完全な回答の多い若干の無効票が返送されてきたが、それらは無効票として扱い、集計から除外した。

6. **データの集計**：調査実施主体である私が雇用したアルバイト要員が指示に従いながら、転記表の作成、入力作業、単純集計作業を行い、その結果についての確認作業を私がおこなった。確認作業の過程で入力ミスが見つかり、その修正作業は私がおこなった。他方、職業、宗教、住所等々の再コード化も必要になり、改めて入力作業を要した。

３．調査結果の概要

アンケート調査において、回答者の性別、年齢、配偶者関係、現住所等の基本属性、回答者が会員となっているNPO法人「葬送の自由をすすめる会」の会員歴、入会理由、散骨（自然葬）の実施経験、家の墓、家の宗教、本人の宗教（信仰）、遺骨観、霊魂観、他界観念等々について質問した。以下その概略を記す。

3-1　回答者の基本属性

（１）性別

「葬送の自由をすすめる会」の会員である回答者の基本属性のうち、まず回答者の性別を見てみよう。表1にしたがえば、全回答者のうち男性は約37パーセントを占めるのに対し、女性はおよそその２倍近くの約63パーセント弱を占め、女性会員は男性会員の約1.7倍の多さである。後述の年齢分布からみて、会員の年齢階級の中央値は７０歳代であり、現代日本人の平均余命が女性の方が大きく上回る事実と考え合わせると、この男女差は納得のゆく開きであろう。95パーセントの信頼率で母集団の比率を推定すると、男性回答者の比率(P)は、

表１　（問２７）　性別

性　別	計	割合（%）
1 男	116	36.8%
2 女	197	62.5%
無回答	2	0.6%
総　計	315	100.0%

$$0.368-0.053 \leqq P \leqq 0.368+0.053$$

すなわち、31.5パーセント～42.1パーセントである。母集団においても95パーセントの信頼率で男性会員の比率は女性会員の比率を下回ると言える。（以下の記述において、95パーセントの信頼率での標本誤差の明示は省略する。）

（２）年齢

回答者の年齢は表２に示すように、70歳代が若干多いが、80歳代が若干多いが、80歳ぼ並んで最も多く、次いで80歳の次に40歳代と90歳代がほ代と50歳代がほぼ並び、そ近似形をなしている。退職後ぼ並ぶという正規分布のいると推定される70歳代との高齢期の人生を送って会員に多いのは、生活周期の60歳代の人々がどもたちを独立させ、自らの点から見てこの世代が子90歳代前半にかかる人々で親世代が80歳代後半からり題に直面する世代であるとあり、親世代の死と墓の問えられる。これに加えて60いうことではないかと考らの近い将来の可能性を考歳代と70歳代の人々は、自子どもに委ねてよいか、ある えた場合、墓の管理をどのいはまた子ども（たち）に委ねてよいかどうか真剣に検討することを迫られ始める世代でもあるからであ る。「葬送の自由をすすめ

表２　（問28）年齢（階級別）

年　齢	計	割合（%）
１．30歳代	2	0.6%
２．40歳代	11	3.5%
３．50歳代	43	13.7%
４．60歳代	95	30.2%
５．70歳代	108	34.3%
６．80歳代	45	14.3%
７．90歳代	7	2.2%
８．100歳代	1	0.3%
回答拒否	1	0.3%
無回答	2	0.6%
総　計	315	100.0%

る会」はそのような人々に、慣行や習俗とは異なる選択肢を提示したり、根拠法制の解釈を提供したり、世界的な広い視野で葬送に関わるさまざまな情報を提供したり、個別具体的な問題を抱えている人々の情報交換の場を提供する機能を持っていると見なされている。

そしてこの世代の人々は、もし子どもがいない場合には、夫婦の二人で余生を過ごしつつ、自分たちの墓と建立とその後の管理について真剣に悩まなければならない世代でもある。また配偶者と離別または死別し、あるいは生涯独身で過ごしてきた人たちは、親の墓の管理をどうするか、自分や配偶者が死んだとき墓をどうするか、配偶者のいない人々は、自分の死後の遺骨をどう処理すればよいか等々の問題に直面している世代である。

（4）出生順位

本アンケート調査において「自然葬をすすめる会」に入会する理由（動機）について質問しているが、入会理由の選択に出生順位は関連を持つか否か、という問題意識からこの設問を設けたものである。より具体的に言えばそれは、ここでは両変数のクロス集計結果は示さないが、墓の管理のことを入会理由に選択した人たちは特に長男や長女の方に多いであろうという予測をもったからである。

長男や長女はイエの墓の管理を期待されているのであろうか、あるいはまた親の墓をつくることを期待されているのであろうか。民法上はかつての家督相続はなくなったが、第二次大戦後数十年を経た現在でも、一般的には長男や長女、特に長男が墓や仏壇を守りながら祖先祭祀をおこなう義務を負うとの規範が存続している。財産については均分相続が規定されているにも関わらず墓や仏壇を承継し、それを守る権利は特に長男、女子のみの場合は長女が承継の義務を慣行上負わされている。

これは新民法下においても家産が家業の承継と結びついている場合は、均分相続の規範が当事者間で弾力的に運用され、長子が祖先祭祀の義務を遺制上負うべきであるという規範が、家産の散逸を防ぎ、家業の継承を容易ならしめる利点があろう。けれども、経済の発展とともに産業構造が変化し、社会移動が活発化していくと、子が長子も含めて親の家業を継承する機会は著しく減少した。にもかかわらず親の家業の継承義務を伴わないままに、親の財産が子の間に均分に相続されなければならないとする法規範の下では、長子に祖先祭祀の義務だけが過重にかかっている、と感じている当事者が少なからずいるはずである。筆者はそのような負担感を特に感じる人々が、祖先祭祀からの「自由」を「求めて」「葬送の自由をすすめる会」に入会してきたのではないかと考えられる。

表3 (問27)出生順位と年齢

出生順位	(問28)年 齢 階 級								
	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	10歳代	総計(%)
長子	2	10	22	43	40	10	2		129 (41.3)
次子		1	14	27	26	16	3	1	89 (28.5)
第三子以降			6	24	42	19	1		94 (30.1)
総 計	2	11	42	94	108	45	6	1	312(100.0)

そこで実際、回答者の出生順位について調査結果を下の**表3**（「無回答」は除く）に記す。

これによると、長子は全体の41.3パーセントの129名、次子は28.5パーセントの89名、第三子以降と答えたのは30.1パーセントの94名であった。第三子以降については、実際は複数のカテゴリーのものを一つにまとめたものである。このことから出生順位が上の人ほど会員になる傾向が強いと推定される。

しかし、年齢の上の世代は兄弟姉妹数が多いので、長子になる確率はより小さく、年齢の下の世代ほど兄弟姉妹数が少ないので、長子になる確率はより大きい。だから同一世代で長子はどれくらいの割合

を占めるかを知る必要がある。そこで世代ごとに長子の実数を年齢階級ごとの総計で除した値を「長子率」とし、世代間比較を行なった。祖jの結果を表４に示す。

表４　年齢階級別の長子率

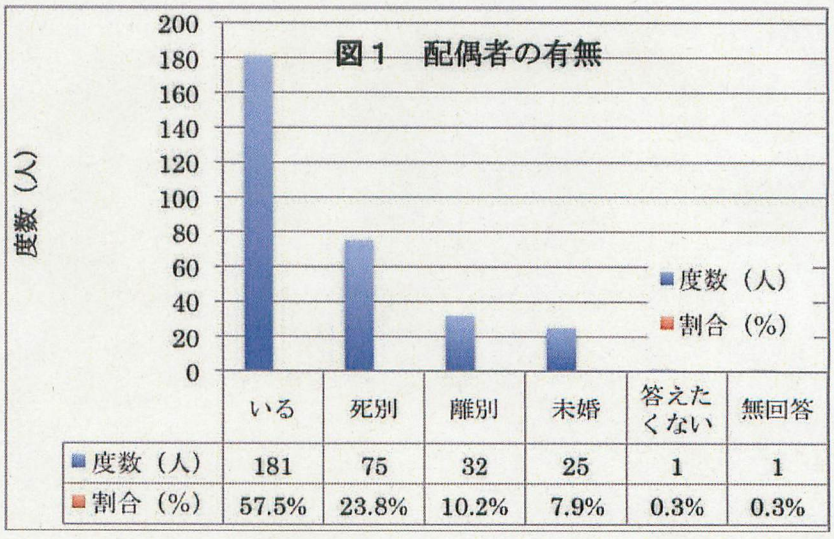
年齢階級（世代）	長子率（%）
30歳代	100.0
40歳代	90.9
50歳代	52.4
60歳代	45.7
70歳代	37.0
80歳代	22.2
90歳代	33.3
100歳代	0.0

これによれば、年齢が低いほど長子である割合が高いという結果が出ている。祖先祭祀の義務が今なお習俗という点で長子により重くのしかかっているとすれば、より若い世代の会員がその解決の有力な方法を提供する「葬送の自由をすすめる会」にもっと多く入会してよいはずである。しかし実情はそうではない。長子率のより低い年齢の高い世代がより多く会員になっているのである。このことをどう合理的に説明すればよいのであろうか。

可能な説明の一つは、会員である人は祖先祭祀からむしろ「自由な立場にある」次子以降の人々が、自由な考えで自然葬を選択して入会しているから、日本の一般社会における年齢階級別の長子率よりも低く出ている可能性があり、その分長子であることの効果が現れにくくなっているという仮説である。もちろん長子である回答者も含まれるのであるから、長子であるか否かは決定的な要因ではないのかもしれない。別の方法で分析しなければならない問題である。

（５）配偶者の有無

図１によれば、配偶者のいる人が回答者315名中、58パーセント弱の181人を占めていて最も多く、次いで配偶者と死別している人が約24パーセントの75人である。離別は約10パーセントの32名であった。



	いる	死別	離別	未婚	答えたくない	無回答
度数（人）	181	75	32	25	1	1
割合（%）	57.5%	23.8%	10.2%	7.9%	0.3%	0.3%

ここではデータを示さないが、「すすめる会」の会員は単独で入会している例も多いが、夫婦

がともに入会している例も少なくない。また、上記の「年齢」の項で見たように、会員の平均年齢はかなり高いので、上で見る通り配偶者と死別している場合も少なくない。さらに諸事情のために結婚しなかった会員が約８％を占めている事実は、「すすめる会」への入会の理由と考え合わせると興味深い。

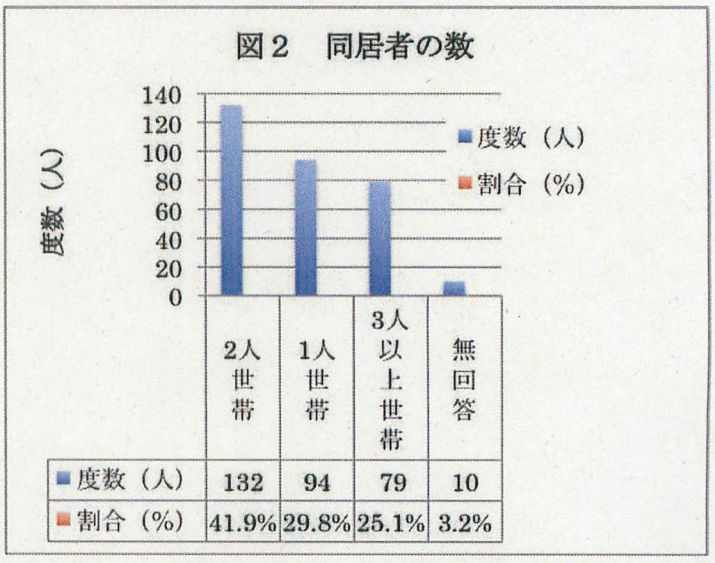
（６）同居人員数

世帯の規模を知るために設問32を設けた。

世帯構成は時代によって大きく変わるが、昨今ではその変動を分析するために次に示すような分類が用いられている。

１．一人暮らし世帯（単独世帯）
２．夫婦のみの世帯
３．夫婦と子どもからなる世帯
４．一人親と子どもから成る世帯
５．その他の世帯

図２　同居者の数



	2人世帯	1人世帯	3人以上世帯	無回答
■度数（人）	132	94	79	10
■割合（%）	41.9%	29.8%	25.1%	3.2%

労働力の流動化、少子化、３世代非同居の進展等々から、世帯規模の縮小は全国的に見られる傾向であるが、祖先祭祀からの離脱の態度と結びついていると推測される自然葬の支持者は、イエ意識が相対的に弱く、直系の異世代と一つの世帯を構成するのを避ける傾向があるのではないかと考えられる。図２によると、二人世帯が最も多く、315名の全回答者の約42パーセントを占める132名であった。そして一人世帯が全体の約29.8パーセントを占め、３人以上の世帯は25パーセントであった。一人世帯の増加は全国レベルでも顕著である。国勢調査によると昭和45年に20.3パーセントであったのが、平成２年には23.1パーセントに、さらに平成17年には29.5パーセントへと増加している。今回の調査の回答者の場合、一人世帯は29.8パーセントを占めたので全国の傾向とほぼ同じ水準にあると考えられ、このことは後に見るように、墓と遺骨信仰によって支えられてきた祖先祭祀の衰退の予兆と見ることができるかもしれない。

（７）現住所

回答者に都道府県名、郡市町村名の記入を求める形式で、住所を尋ねた。その回答結果を４つに分けた人口密度（面積１平方キロメートル当りの人口）の階級にしたがって振り分けた結果が、表５である。これによると回答者のうち、73パーセント弱の人たちがその衛星都市も含む大都市圏に居住していることが明らかとなった。

日本の社会全体を見て過去数十年の間、大都市

表5（問30）人口密度（人/㎢）別の現住所

現住所の行政区分類	計	割合（%）
1000 人以上	229	72.7%
500 人以上	29	9.2%
300 人以上	21	6.7%
300 人未満	23	7.3%
無回答	13	4.1%
総　計	315	100.0%

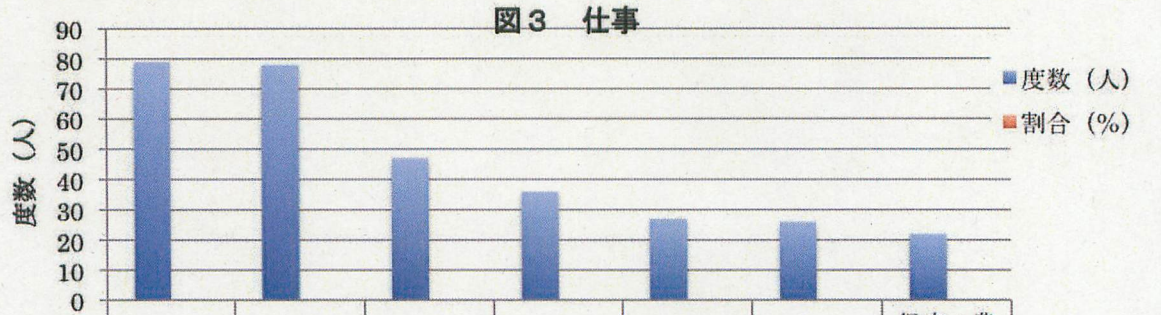
圏への人口集中は目覚ましい傾向であったが、「葬送の自由をすすめる会」会員の場合、人口密度の高い大都市圏に居住する割合が大きいように思われる。

（8）職業

回答者は年齢から判断すると職業の第一線を退いている人が多いと見て、回答者が最も永く続けた仕事、もしくは回答者自身にとって最も重要と思われる仕事を尋ねた。その回答結果を図示したものが**図3**である。

これによると、管理や事務的な仕事に従事していた人々がもっと多く、ほぼこれと並ぶ形で専門技術関連の仕事に従事していた人が多い。他方、保安、農林、運輸、生産労務的な仕事に従事していた人々は最も少なかった。そして営業・販売サービス的な仕事に従事していた人々はこれら両グループの中間に位置している。概括的に言えば、ホワイトカラー的職業に従事していた人々ほど会への入会傾向が高く、ブルーカラー的な職業に従事していた人々ほど入会率が低い。

図3　仕事



	管理・事務	専門技術	主婦ほか	営業・販売・サービス	無回答	回答拒否	保安・農林・運輸・生産労務
度数（人）	79	78	47	36	27	26	22
割合（%）	25.1%	24.8%	14.9%	11.4%	8.6%	8.3%	7.0%

「葬送の自由をすすめる会」の活動は一種の文化革新を進める市民運動的色彩をもつ。文化革新は従来のやり方を変える運動でもあるので、これに参加する人々は意志的に新しい価値や新しい世界観を選びとらなければならないのである。もし既存の支配的文化を否定して、新しい行動形態に意味を与え、あるいはそれを理解し、新しい行動を行なおうとすれば、内に向かっては自らにその正当性を説得し、外に向かっては自らの行動を正当化する論理を持たなければならないのである。既存のやり方に疑問を持つ能力も必要である。そのためにはそれ相応の一定の知識が必要である。会が主催する、専門家を招いた講演会に参加し、その内容を理解する能力、会員に定期的に送られてくる『会誌』の記事を読解し、あるいは投稿記事を書くというリテラシーも必要だろう。

実際、会員のなかには弁護士、医師、大学教師（研究者）、研究機関の研究員、新聞記者、弁理士、僧侶、神官、作家、画家、会社役員、大型貨客船の上級乗組員、企業等団体の管理職の現職やその経験者、現役の市民運動家等々が少なからず含まれているのである。

3-2　回答者の態度変数

（1）会員歴および入会の理由

会員の会員歴は10年以上15年未満の人が最も多く、全体の34.4パーセントを占めている。次いで多いのが５年以上10年未満の会員で、全体の27パーセントを占めており、両者で全体の60パーセント以上を占めていることになる。15年以上の回答者も12パーセント強を占めており、自然葬をすすめる市民運動が掲げる思想、価値観への一定の共鳴がこれらの長期会員の存在を可能にしていると推定される。

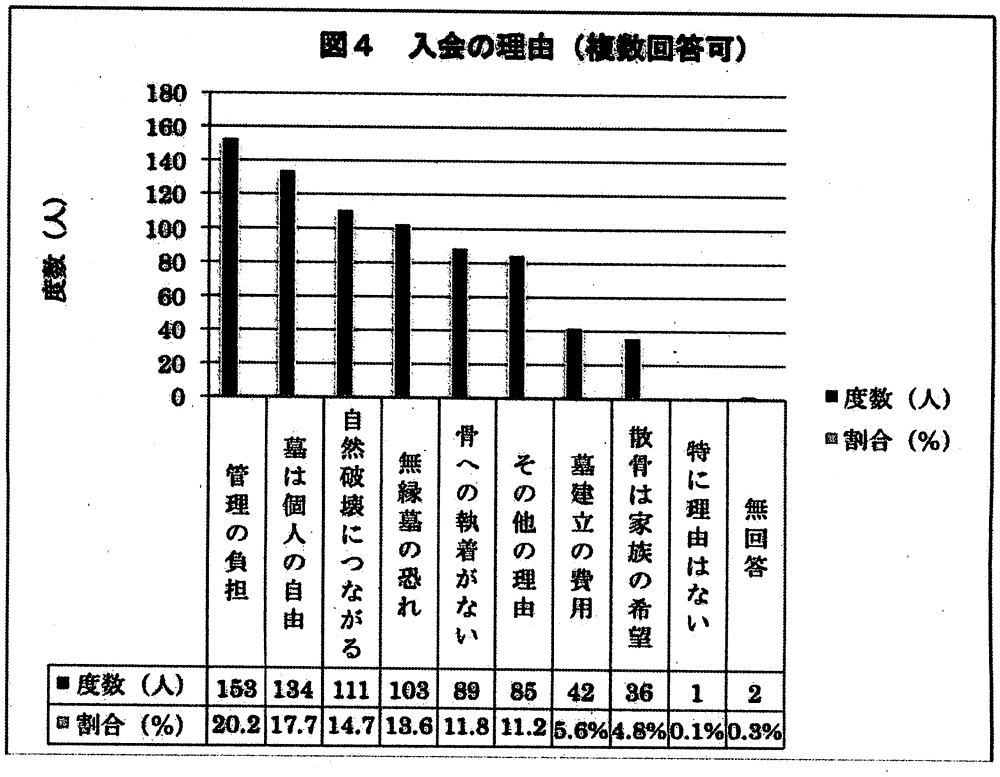
表6（問3）入会の理由（総合、複数回答）

理　由	計	割合（%）
管理の負担	153	20.2%
墓は個人の自由	134	17.7%
自然破壊につながる	111	14.7%
無縁墓の恐れ	103	13.6%
骨への執着がない	89	11.8%
その他の理由	85	11.2%
墓建立の費用	42	5.6%
散骨は家族の希望	36	4.8%
特に理由はない	1	0.1%
無回答	2	0.3%
総　計	756	100.0%

では次に回答者がNPO法人「葬送の自由をすすめる会」に入会する際、いかなる理由によって入会を決めたのであろうか。**表６**及び**図４**に見るように、理由のうち最も回答が多かったのは、墓をつくると配偶者や子が墓を管理する負担が増えるから、というものであった。「永代供養」と標榜する墓であっても、墓の年管理料を墓の管理者―寺や霊園会社―に払わなければ、墓地を使用する権利を失ってしまう恐れがある、また彼岸会や盆には僧侶を読んで読経を依頼しなければならないし、墓の掃除も折々にしなければならない。

墓の管理に関してもう一つ付け加えるならば、墓の不安定性を指摘しなければならない。道路の建設予定地に墓地がかかったりすると、寺や霊園会社などの墓地の所有者は全国紙の新聞に数回にわたって改葬公告を出し、権利者（墓石の所有者）に権利の継続をするか否かの意思表示をしてもらう必要がある。この公告に対してもし権利者が一定期間内に名乗り出なければ権利を放棄したものと見なされ、墓地の使用契約は失効することになっている。

図４　入会の理由（複数回答可）



このことは墓地の使用権の制度的保証が一定程度存在することを示すものであるが、他方ではこの権利が権利の継承者への直接連絡ではなくて、新聞公告で済むことになっている点が、墓地に対する権利の不安定さを示している。墓といえども「永代保証」ではないのである。

入会の理由として次いで多いのが、墓をつくるかつくらないか、すなわち死者をどのような形で弔うかは個人の自由であるから、という理由である。これは「葬送の自由をすすめる会」が発足当初から掲げていた主張であり、マスメディアにもしばしば紹介されていた主張である。入会する前からこの主張を知っていた会員は少なくないはずである。

第三番目に多かった理由は、墓をつくることは自然破壊につながるからという理由である。この理由を選んだ人たちは次のように考えるのである。すなわち、自分たちが墓をつくりたいと思えば墓に対する需要が増大し、墓に対する需要が増大すれば霊園業者などが山林などを切り開いて墓地造成を熱心にすすめるようになるであろう。墓地造成が盛んになればなるほど森の緑、自然は失われていくと考えるのである。

第四番目に多かった理由は、墓をつくっても無縁墓となる恐れがあるというものである。もし墓をつくったとしても、子どもや孫がそれを維持管理してくれる保証はない、すなわちそれが無縁墓になってしまうことを心配するものである。つくった墓が無縁墓になることは虚しい。だから、もし無縁墓になるくらいなら、墓はつくらない方がよいと考えるのである。この理由は、墓の管理は次世代等に負担になるという考え方に通じるものである。異なるのは当面の管理に注目した理由であるという点で後者がより直接的であり、前者はそのような管理が何かの事情で手薄になった果てに墓の消滅という事態が待ち受けていることを予想する点に回答者は注目するのである。

（2）会員であることを知る人（複数回答）

散骨して墓をつくらない、という遺骨処理の文化は新しい文化であり、遺体を土中に埋める、あるいは火葬後、焼骨を墓石内に納骨するという遺体処理の伝統的な支配的文化に対抗する文化である。遺体処理の仕方は相当の規範的規制力を持ち、それからの逸脱に対しては相当の社会的制裁—非難、中傷、白眼視等—を伴うことことが多いので「習俗」とも呼べるが、ここでは文化と呼んでおこう。

この遺体処理の文化は祖先祭祀とも深く結びついているので、祖先に対する崇敬の観念を祖先に対する礼拝行為を通して定期的に喚起し、かつ確認するための文化装置として墓が活用されていると見なすことができる。もし伝統的な遺体処理の文化がこのようなものあるならば、散骨という行為は祖先祭祀をないがしろにする行為と受け取られる恐れがある。

表７　（問４）会員であることを認知している人

認知している人	計	割合（%）
1　配偶者	184	24.7%
2　子	235	31.5%
3　兄弟姉妹	133	17.8%
4　親戚	68	9.1%
5　友人・知人	115	15.4%
6　同僚	6	0.8%
7　いない	3	0.4%
8　わからない	1	0.1%
無回答	1	0.1%
総　計	746	100.0%

自然葬（散骨）を支持しても、自分がその当事者になることは当分保留したいと考えている人は少なくないであろう。会員のなかにも会員であるという事実を隠している人がいるのではないかと考え、その実態を把握するために問４という設問を設けた。

その結果を**表７**に示す。複数回答で答えてもらったので総計は回答者総数の**315**名を上回っている。会員である事実を知っているのは子どもが最も多かった。回答者**315**名のうち**235**名の者が、子どもが知っている、と答えている。割合にすると**74.5**パーセント、すなわち回答者４人につき３人までもがそう答えている。次いで多かったのは配偶者である。配偶者は**315**名中**184**名、すなわち全回答者**315**名中**58.4**パーセントの者が配偶者が会員の事実を知っていると答えている。配偶者のいる回答者は**180**名を上回るので、配偶者のいる人はほとんどすべて、自分の配偶者は自分が会員であることを知っている、と答えていることになる。

第三番目に多かったのは、兄弟姉妹である。全回答者**315**名中**44.2**パーセントにあたる**133**名は兄弟姉妹が知っていると答えている。

（３）自然葬に反対する人

では、回答者が「すすめる会」の会員であることを知る周囲の人たちのなかで、自然葬を実施することに反対している人はどの程度いるのであろうか。**表８**に見るように、反対している人が「いる」と答えた人は全回答者のうち**37**名、**11.7**パーセントであった。反対者がいるかいないか「わからない」と答えた人も９名、約３パーセントいた。約**84**パーセントの人たちは反対者が「いない」と答えているので、自然葬を実施する上での反対者の存在という障碍は、多くの会員にとっては問題ではないと思われる。しかし、ここでは示さないが実際の事例では、自然葬の日時、場所等が具体化してきた段階で、子や親族の反対で実施できなくなった事例も見受けられる。会員にとって、自分の遺志を遺言に残して自らの遺骨の自然葬を確実にしたいと考えても、遺言は財産にのみ有効であるために、自然葬の希望が叶うかどうかは、遺族の意思に委ねられているのが現状である。

表８　（問５）自然葬に反対する人の有無

反対者の有無	計	割合（%）
いる	37	11.7%
いない	265	84.1%
わからない	9	2.9%
無回答	4	1.3%
総　計	315	100.0%

（４）自然葬の実施経験と散骨された人の続柄

自然葬を実施した経験があるか否か尋ねた。**表９**に見るように、実施経験があるのは全回答者のうち**20**パーセント強の**65**名のみであった。そのうち現在の会員のなかで自然葬の実施経験がある人々が散骨した遺骨は配偶者のものが**44**パーセントに当たる**30**名で最も多く、次いで親の遺骨の散骨と答えた回答者が約**21**パーセントの**14**名であった。他は子（約９パーセント）、兄弟・姉妹（約７パーセント）と続く。

表９（問７）自然葬の経験の有無

有　無	計	割合（%）
ある	65	20.6%
ない	242	76.8%
無回答	8	2.5%
総　計	315	100.0%

会員は「自然葬協会」（実質的には「自然葬をすすめる会」の実施部門である。）と実施契約を結び、自分の家族等の遺骨の散骨をおこなう。身寄りがない等の事情がある人々は「自然葬協会」との間で「生

前契約」を結び、死後、会の責任において自然葬を実施してもらう。会員のなかには遺言を書き残す人々もいるが、これには遺族がそれを遵守する義務、法的拘束力はない。なぜなら遺言は狭義の財産に関してしか法的有効性を持たないからである。したがって、自らの死後の散骨を希望し、それをより確実なものにするためには、最も近しい親族に十分な理解を常々得ておくことが重要になってくる。

（5）散骨の実施場所

家族、親族等の自然葬を実施した人々は、どのような場所を選んだか。「不明」８名、「無回答」１名を除いて計算すると、表10に見るように、64名の約78パーセント強に当たる50名の回答者が海での自然葬を実施している。山野での自然葬は20パーセント強である。海での自然葬が大きな割合を占めているのは、「自然葬をすすめる会」がクルーザーをチャーターして神奈川県の相模灘で時折、特別合同葬と呼ばれる、希望者を募っての散骨を実施しているということを考慮に入れなければならないであろう。東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県など東京大都市圏に多数の会員は住んでいるので、交通の便を考えれば、相模灘は散骨の適地ということになり、このような事情で海での自然葬は山野でのそれよりも確率的に多くなることは予想できる。

表 10 （問7-2）散骨の場所

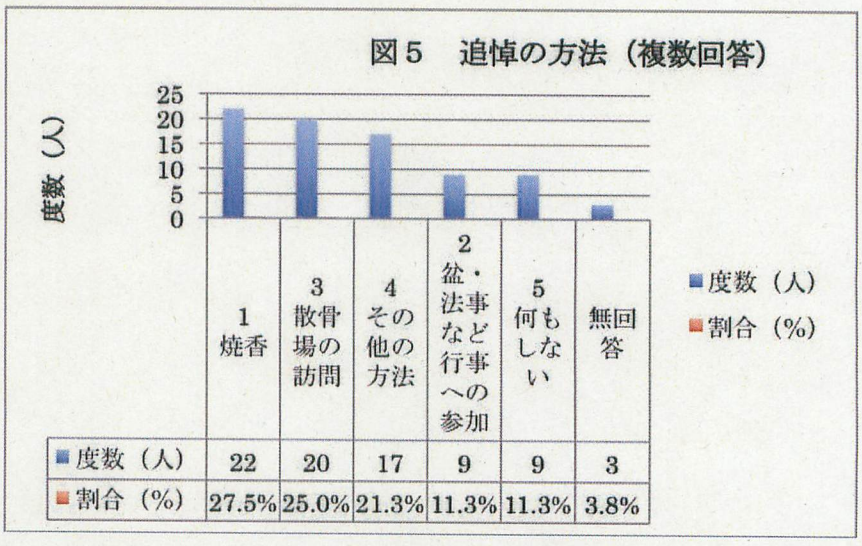
散骨の場所	計	割合（%）
海	50	78.1
山野	13	20.3
川	1	1.6
総　計	64	100.0

さて実際、「自然葬をすすめる会」が公表しているデータを見ても、海での自然葬が約70パーセントを占めることが確認されており、今回のアンケート調査の結果は、この点において母集団の傾向とほぼ同じ傾向を示していると言える。

このように海での自然葬が多いという事実の背景として次のようなことも考えられる。山野で自然葬をおこなおうとする場合、「自然葬をすすめる会」が所有する山林等か、あるいは会員が所有する山林等しか利用できない。しかもこれらの山林であっても隣接地住民の間に根強く残っている、特に見ず知らずの人の遺骨に対する忌避感情が散骨の妨げになる可能性もあり、このようなことが山野での散骨が海でのそれよりも少ない背景と考えられる。

この点、海での自然葬は海水浴場や養殖場等から離れたところでなら、比較的自由に場所を選ぶことができる。

図５　追悼の方法（複数回答）



	1 焼香	3 散骨場の訪問	4 その他の方法	2 盆・法事など行事への参加	5 何もしない	無回答
度数（人）	22	20	17	9	9	3
割合（%）	27.5%	25.0%	21.3%	11.3%	11.3%	3.8%

（6）自然葬後の死者追悼の方法

自然葬の実施経験がある65名の回答者は、その後、死者に対して何らかの追悼ないし慰霊の行為をしているのであろうか。その問を設けて得られた結果を図５に示す。これによれば、仏壇の前で焼香をおこなうという人が27.5パーセントの22名、すなわち４人につき一人強、散骨場を訪問するという人が25パーセント20名、すなわち丁度４人につき一人であり、盆や法事などの行事への参加は11パーセント強の９名にすぎず、後に見るように宗教離れ、あるいは強いて言うならば

仏教離れが会員の間ではすすんでいることを伺わせる結果が出ている。これに関して言えば、「何もしない」人も同比率を示していることが注目され、重ねて宗教離れの特徴がよく現れている。

なお、この設問では複数の選択肢を選んだ回答者がいて、回答の延べ数は77名であった。

（7）自分の散骨希望地

家族等の遺骨を散骨した経験のある家族はさほど多くはないことを「（4）自然葬の実施経験と散骨された人の続柄」（10ページ）で確認したが、回答者は自らの散骨についてはどこでされることを希望しているのであろうか。設問に対して複数の希望場所を答えた回答者がいたので、総計欄の数値は322名となる。割合（%）は315名中何人が選択したかという観点から算出した。

表11（問８）希望の散骨場所（複数回答）

希望の散骨場所	計	割合（%）
海	209	66.3
山野	81	25.7
川	6	1.9
その他の場所	19	6.0
無回答	7	2.2
総計（のべ）	322	－

表11によると、３人につきおよそ２人のわりあいとなる66パーセント強の回答者が海で散骨されることを希望しているのに対し、山野で散骨されることを希望している回答者はおよそ４人に１人の割合の26パーセント弱であった。その他の場所を希望する回答者が19人もいるが、その内容としては空から散骨してほしいと考えている人や、「すすめる会」の会誌である『再生』などで話題にされた、宗教学者、民俗学者の山折哲雄氏の提唱する「一握り散骨」に共鳴している回答者が含まれるかもしれない。同氏が提唱する「一握り散骨」は、特定の決まった場所に散骨するのではなくて、旅や山歩きをする際に、「一握り」の遺骨を携えて出かけ、道中で撒いてかえるというものである。

（8）入る権利のある墓の有無

第二次世界大戦が終わるまで、家族国家イデオロギーを支える文化装置として機能した「家墓」は長子が相続することを原則とした家督相続の、より限定して言えば旧民法廃止後も観念として残り続ける祖先祭祀権の残滓と見ることができるが、核家族化している都市の給与生活者の間でさえ今なお、長男とその妻（嫁）が直系の子孫として「先祖累代の墓」の守り手を期待されている場合が少なくない。二男以降や女子は「先祖累代の墓」に入ることを原則として認められず、男子は新たに墓をつくるか女子は結婚すれば夫と同じ墓（夫が長子ならばその累代の墓、夫が長子でなければ新たに創設する墓）に入る。近年は少子化のなかで、長子が余裕を持って「先祖累代の墓」を継承維持する（できる）可能性が減少してきている。特に婚姻の相手方が女子ばかりのきょうだいの場合など、仏壇はもちろんのこと、墓の継承をめぐって複雑な問題が惹起されてくる。

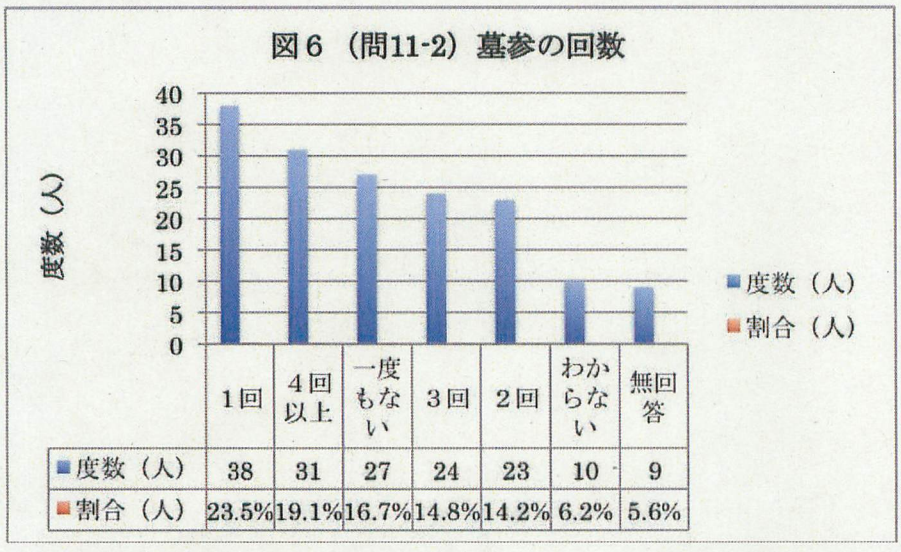
表12（問11）入る権利のある墓の有無

墓の有無	計	割合（%）
ある	162	51.4%
ない	152	48.3%
無回答	1	0.3%
総 計	315	100.0%

さてこのような背景を念頭に置きながら、「入る権利のある墓」を回答者が持っているか否かを尋ねた。表12にその結果を示す。ここで「ある」と答えた回答者は51パーセント強の162名、「ない」と答えた回答者は48パーセント強の152名であった。互いに拮抗しているが、「ある」と答えた回答者に注目すると、これら回答者は、「ある」にもかかわらず、将来、敢えてその墓に入らず自らの遺骨が遺族の手によって散骨されることを希望しているのである。他方、入る権利のある墓が「ない」と答えた回答者に注目した場合、旧来

の慣習によれば自ら初代となる「家墓」の創設者になるはずのところ、敢えてそうせず、散骨されることを選択しているのである。

（9）墓参の回数



	1回	4回以上	一度もない	3回	2回	わからない	無回答
度数（人）	38	31	27	24	23	10	9
割合（人）	23.5%	19.1%	16.7%	14.8%	14.2%	6.2%	5.6%

入る権利の有る無しに関わらず、墓がある人々は１年間あたりどの程度墓参りをするのであろうか。墓参の回数について尋ねた。結果は図６の通りである。これによると、162名のうち、１回のみの人が４人に１人弱の割合で38名あり最も多い。次いで割合の多かったのが４回以上の人で、５人につき１人弱である。墓参りを一度もしないと答えた回答者が17パーセント弱もあり、３回と２回の人を合わせると29パーセントであった。４回以上という場合、盆、正月、春と秋の彼岸の墓参で４回となるので、これらの時期に４回墓参するか、それ以外の時期にも墓参をする人がこのカテゴリーに含まれるであろう。このような墓参状況をもって墓参回数が多いと見るか少ないと見るかは視点の置き所によって異なるであろうが、まったく墓参しないという人と１回のみであるという人を合計してみると、40パーセントを超えるということは、「自然葬をすすめる会員」の間では、墓参に対する関心や義務感は決して強いとは言えず、当然のことながら、いわば「墓離れ」がすすんでいることを意味するであろう。

（10）墓の管理

全回答者315名のうち153名、すなわち48.6パーセントの人が自分、配偶者、子ども、孫、その他の親族にかかる墓の管理責任の負担を「葬送の自由をすすめる会」への入会の理由としてあげている。ここからも明らかなように、生まれ育った土地に墓があり、そこで大半の親族が定住するという農耕社会の定住様式は産業の多様化に伴う人口移動の激しい現代では想定できなくなっており、墓を設置すれば必ずその管理負担が生じることを懸念する人が自然葬、散骨を支持していることが伺える。そこで回答者に現在の墓の管理責任者、10年後の予想される墓の管理責任者、30年後の予想される墓の管理責任者について尋ねた。ここに示すのは現在の墓の管理責任者、10年後の予想される墓の管理責任者である。

１）現在

現在管理責任者についての問の結果を示したのが表13である。これによると親戚に委ねている回答者が最も多く、全体のうち約31パーセントがおそらく郷里の、２親等内に入らない親戚に墓の管理を委ねている実態が浮かび上がっている。次いで多かったのは自分で管理していると答えた人で18パーセント

強、長兄、長姉、長兄以外の兄、長姉以外の姉を除く兄弟姉妹、すなわち自分より年下の兄弟姉妹に委ねている人が同じく18パーセント強あり、これら３カテゴリーで約68パーセントをも占めている。回答者自身は自分が創設した墓を持たないであろう。

表 13 （問 11）SQ3 墓の現在の管理責任者（人・割合）

責任者	計	割合（%）
親戚	50	30.9%
自分	30	18.5%
その他のきょうだい	30	18.5%
自分と配偶者	11	6.8%
兄	10	6.2%
配偶者	9	5.6%
姉	9	5.6%
長兄	6	3.7%
長姉	4	2.5%
葬儀社	2	1.2%
無回答	1	0.6%
総 計	162	100.0%

したがって自分が管理していると答えた人にとって、管理とはおそらく家墓の管理を意味しているであろう。自分が長男あるいは男兄弟のいない長女である場合には家墓の管理を周囲のものから期待されていることは十分あり得る。

表14を見ると、自分が入れる墓があると答えた162名中、長子（長男または長女）は約44パーセントの71名であり、そのうち11名の回答者が自分に家墓の管理責任があると答えている。すなわち長子のうち約15.5パーセントしか墓の管理責任を負っていないことになる。そして20名の者すなわち約28パーセントの者が親戚に、21パーセントの者が年上の兄弟姉妹以外の兄弟にそれを委ねているのである。

次子や第三子以降の出生順位の回答者で自分が墓の管理責任を負うという回答者は合わせて、30名中約57パーセントの17名いる。次子単独で見ると長子よりも管理責任引き受け率が高いことが表14から読み取れる。出生順位が次子である回答者は162名中46名であるから、次子の占める割合は28.4パーセント（長子である人は43.8パーセント）であるにもかかわらず、自分が管理責任者であると答えている人は長子のそれ（36.7パーセント）を上回る40パーセントなのである。標本誤差を考慮に入れたとしても、少なくとも両者には差がないと言えるであろう。

表 14 Q11-3 墓の現在の管理責任者（人）

管理責任者	Q27 出生順位				
	長子	次子	第三子以降	無回答	総計
自分	11	12	5	2	30
配偶者	7	2	0	0	9
自分と配偶者	5	1	5	0	11
親戚	20	12	18	0	50
葬儀社	1	0	1	0	2
長兄	1	4	1	0	6
長姉	1	1	2	0	4
兄	6	2	2	0	10
姉	3	4	1	1	9
その他きょうだい	15	8	7	0	30
無回答	1	0	0	0	1
総 計	71	46	42	3	162

このように見てくると、この「すすめる会」の会員に限って言えば、家墓という種類の祖先祭祀の文化装置の管理責任を伴う継承権は長子の手から離れていると判断してもよさそうである。もちろん

標本誤差を勘案して母集団である「葬送の自由をすすめる会」について推定をおこなわなければならないことは言うまでもない。

2）10年後

さてそれでは、家墓の管理責任者は10年後には果たしてどうなるのであろうか。これについても回答者に尋ねてみた。

表 15（問 11-SQ4）10 年後の責任者

10 年後の責任者	出 生 順 位				
	長子	次子	三子以降	無回答	総計
自分	4	3	3	1	11
配偶者	1	1	0	0	2
自分と配偶者	8	1	3	0	12
子	10	9	3	2	24
親戚	23	17	21	0	61
葬儀社	16	10	5	0	31
その他	4	3	6	0	13
無回答	5	2	1	0	8
総計	71	46	42	3	162

表15にしたがえば、自分が管理していると予想する人は11人に過ぎない。配偶者であると答えた人も２人に過ぎない。両者合わせて162名の約８パーセントの13名である。

に対して親戚が管理していると答えた人は162名の約38パーセントの６１名にものぼり、葬儀社が管理していると答えた人は19パーセントの24名であった。自分の子どもが管理していると予想する人は約19パーセントであった。頼みにすることができるのは一に親戚、二に葬儀社、三に子どもということである。

しかし、子どもが管理者になるであろうという予想に関しては奇妙と思えることがある。10年後に管理の対象になると予想される家の墓には、散骨を希望する自分の遺骨は納められてはおらず、そのような墓を自分の子どもが守ることを予想しているというのはどう理解すればよいのであろうか。

角度を変えてもう少し検討しよう。出生順位が長子である71名のなかで、親戚が管理しているであろうと予想する人は46名の32.4パーセントに当たる23名、同じく次子の人は46名の40.6パーセントに当たる17名、同じく第三子以降の人は39名の53.8パーセントに当たる21名である。したがって出生順位が後になる人ほど、10年後の墓の管理が親戚に任されていると予想する人の割合は高くなる傾向があると総括することができる。

（11）仏壇の有無とその承継

1）仏壇の有無

表12で見たように、入る資格のある墓がある人は回答者315名中、51.4パーセントを占める162名であった。これに対し、家庭に仏壇のある人は31.7パーセントに相当する100名であり、前者よりかなり少ない。

さて一般的には、長子の方が次子以降の人よりも、墓と並ぶ祖先祭祀の文化装置の一つである仏壇の承継を期待されているものなので、家庭に仏壇がある人とない人との間では出生順位の点で差がある、すなわち家に仏壇があると答える回答者がより多い、と予想されたのであるが、結果はほとんど差がないことが判明した。このことが**表16**から伺える。このことから言えることは、出生順位と仏壇の承継との間には関係がないということである。出生順位に関わらず仏壇を持たない回答者が、それを持つ回答者より２倍も多いということは、将来における祖先祭祀の衰微を暗示していると考えられる。

表 16　（問 12）仏壇の有無と出生順位

(問 12)仏壇の有無	(問 27)　出 生 順 位				
	長子	次子	第三子以降	無回答	総計
あり	41 (41.0)	28 (28.0)	29 (29.0)	2 (2.0)	100 (100.0)
なし	87 (41.4)	57 (27.1)	65 (31.0)	1 (0.5)	210 (100.0)
無回答	1 (20.0)	4 (80.0)	0 (0)	0 (0)	5 (100.0)
総 計	129 (41.0)	89 (28.3)	94 (29.8)	(1.0)	315 (100.0)

２）仏壇の承継

将来、仏壇を誰が承継するかについて尋ねた。

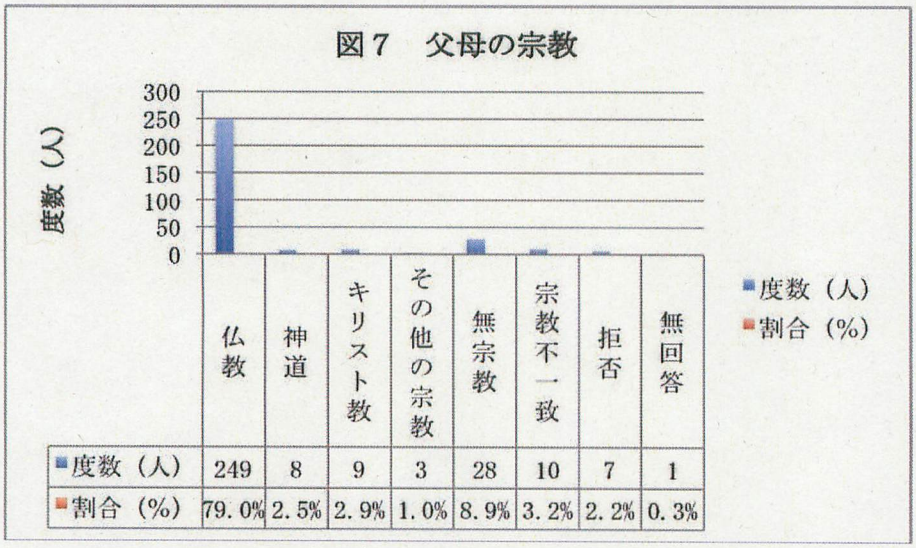
表17において長男であると答えた回答者が**28.7**パーセントで最も多く、次いで多かったのが**23.8**パーセントを占めた承継者が「いない」と答えた人であった。そして第三番目に多かったのが**10.9**パーセントの「長女」が承継するという答えであった。承継させないと答えた回答者も約６パーセントあり、他
の選択肢も考え合わせると、全体として仏壇の承継に対する考え方の多様化が示唆される結果になった。また、仏壇の承継は長男が担うという伝統的な考え方との大きな乖離を感じさせる結果でもある。これを以て祖先祭祀慣行の動揺を結論づけることは時期尚早であろうが、「葬送の自由をすすめる会」の会員である今回のアンケート調査の回答者の回答傾向は祖先祭祀の将来の動向を予想する上でおおいに参考になると思う。

表 17　（問 12–SQ）仏壇の承継者

仏壇の承継者	計	割　合 (%)
長男	29	28.7%
なし	24	23.8%
長女	11	10.9%
未定・不明	9	8.9%
子ども以外	9	8.9%
承継させない	6	5.9%
無回答	5	5.0%
その他の子ども	5	5.0%
子ども未定	2	2.0%
その他	1	1.0%
総 計	101	100.0%

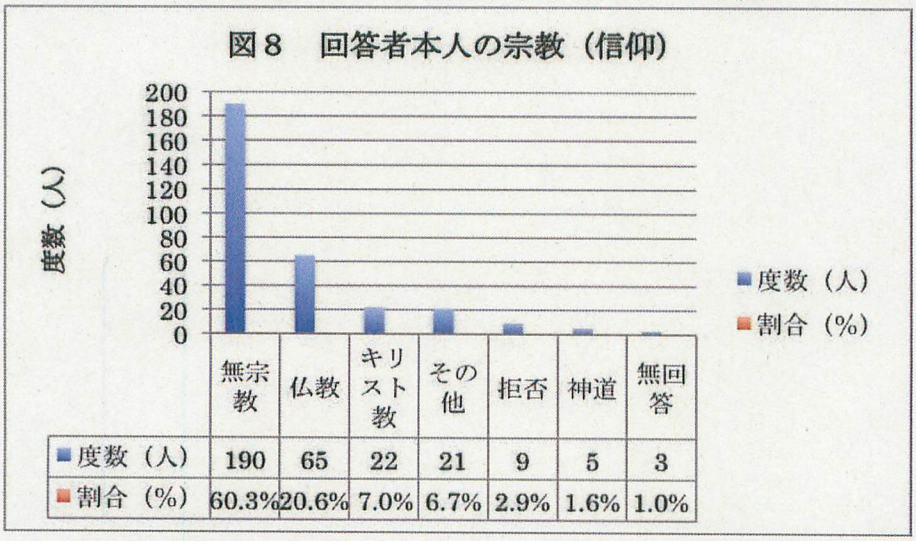
（12）親の宗教（信仰）回答者本人の宗教（信仰）

図7に見るように、回答者の親の宗教（信仰）は圧倒的に仏教が多い。約８割弱の回答者が仏教と答えている。親の宗教が無宗教と答えた人が９パーセント弱にも達している。「宗教の不一致」と記したのは、父親の宗教と母親の宗教が異なる場合である。これも3.2パーセントを占めている。



	仏教	神道	キリスト教	その他の宗教	無宗教	宗教不一致	拒否	無回答
度数（人）	249	8	9	3	28	10	7	1
割合（%）	79.0%	2.5%	2.9%	1.0%	8.9%	3.2%	2.2%	0.3%

回答者本人の宗教（信仰）はどうであろうか。



	無宗教	仏教	キリスト教	その他	拒否	神道	無回答
度数（人）	190	65	22	21	9	5	3
割合（%）	60.3%	20.6%	7.0%	6.7%	2.9%	1.6%	1.0%

親の宗教（信仰）と本人のそれとをともに聞き出す設問を設けた意図は、会員の間で既成の仏教に対する不満と不信の声が頻繁に発せられるのを耳にしていたからである。宗教（信仰）の世代間継承は宗教者に対する信頼に基礎をおくことが広く知られているので、特に僧侶に対するこのような不満や不信は親子間での仏教（信仰）の世代間継承を困難にしているのではないかと考えられる。**図７**と**図８**とを比較すれば一目瞭然である。調査の結果は仮説を裏付けるものであった。二つの世代間でキリスト教信者は増えた。仏教信者は親の世代では79パーセント（実際は、「宗教の不一致」のケースも加えると80パーセントを超える。）占めていたものが、回答者自身である子の世代では今や回答者全体の20パーセント強を占めるに過ぎない。反対に無宗教者が60パーセント強を占めるに至っている。母集団が異なるので、これを以て日本人の仏教離れが急速に進んでいるという即断は許されないことはもちろんであるが、世代間の宗教の継承が困難になっていることを示唆するデータと考えてよい。

因に「自然葬をすすめる会」は宗教（信仰）の有無やその種類を入会条件にしていることはまったくない。会員は散骨運動の趣旨や理念に賛同し、入会理由の項で確認したように、さまざまの異なる理由で入会を決めている。むしろ宗教離れの背景にあるのは葬儀の際の僧侶の読経料、高額な戒名料、寺が墓苑経営で多額の利益をあげていることに対する不信感、墓の維持管理のために寺に納める費用、法事

の度に寺に払う読経料など、死者の菩提を弔い、供養し続けることに伴う諸費用が寺を潤し、寺院経営がビジネス化しているという現実に対する不満や不信の念が、現代日本社会の広い範囲で底流にあると考えられ、今回の調査の結果はそのことをおおいに示唆するものであると思う。

会員は伝統や習俗の縛りから自由になろうと決めた文化の革新者であるとも理解できる。もちろん「変わり者」「反逆者」「罰当たり」「先祖霊への不敬の輩」など、非難の声もある。人間の生死、特に死に関わる文化は人びとの世界観を動揺させるものであるが故に変化に対する激しい抵抗を生み、新旧の文化の支持者の間に深刻な軋轢を生み出す可能性が十分ある。例えば今まで特定の宗派の特定の寺の檀家であった家族が宗旨替えをして他宗派の寺の檀家になることさえ激しい軋轢を当事者の間に生み出す。その面倒な諍いを人は覚悟しなければ、宗旨替えさえ容易ではない。まして祖先祭祀を放棄していかなる寺の檀家にもならないことは、親族から見れば許されざる行為であろう。データからはその諍いを覚悟して仏教を離れた人びとが特定の宗教を信仰しないという選択をしているのである。

(13) 死後の霊魂の存続についての態度と自分の宗教 (信仰)

表18によれば、315名の回答者のうち、死後も魂が存続するという考え方に「まったくその通りだ」と支持した人は39名、12.4パーセント、「どちらかと言えばそうだ」と答えた人は57名、18.1パーセントであった。両者合わせて30.5パーセントの人がこの考え方を支持している。

それに対して、「どちらかと言えばそうではない」と答えた人は61名、19.4パーセント、「ぜんぜん違う」と答えた人は87名、27.6パーセントを占めている。これら両カテゴリーを合わせると148名、47パーセントの人が死後に魂が存続するという考え方を支持していないことになる。死後の魂は存続するという考え方を支持しない人は支持する人の1.5倍いることになる。

宗教別の傾向を調べてみる。「無宗教」が最も多いのでこれから見る。

表 18　(問 13) 死後に魂は存続するか

死後に魂は存続するか	問36 自分の宗教							
	仏教	神道	キリスト教	その他	無宗教	拒否	無回答	総計
1. まったくその通り	12	3	6	4	14	0	0	39
2. どちらかと言えばそうだ	14	0	5	6	27	4	1	57
3. どちらかと言えばそうではない	11	0	2	4	44	0	0	61
4. ぜんぜん違う	8	2	6	4	65	1	1	87
5. わからない	17	0	3	3	37	4	1	65
888. 無回答	3	0	0	0	3	0	0	6
総 計	65	5	22	21	190	9	3	315

無宗教の回答者の間で、死後の魂の存続を支持しない、という傾向は特に顕著である。「まったくその通り」「どちらかと言えばそうだ」の両カテゴリー合わせても肯定的な回答は41名、21.6パーセントにしか過ぎないが、支持から不支持に向けて、各カテゴリーの割合は7.4パーセント、14.2パーセント、23.2パーセント、さらに34.2パーセントへと不支持が増える形で推移する。全体の傾向に大きな影響を及ぼしているのはこの無宗教の人たちの動向である。

反対に仏教を自分の宗教だと答えた人は魂の存続の考え方を支持する人の割合が高いと言えそうである。仏教を自分の宗教だと答えた人で、死後の魂の存続について最も高い割合を占めたのは「わからない」と答えた人であり、このことが他と比べた場合の「仏教」の特徴であるとも言える。

(14) 遺骨の霊魂の存続と自分の宗教

遺骨に霊魂は宿ると回答者は考えているのであろうか。回答者の宗教（信仰）との関連はいかなるものであろうか。**表19**のデータにしたがいながら検討してみよう。

この検討を行なう前に、まず次のようなことを議論しておこう。遺骨は単に物理的な意味でのモノなのかどうか。これには賛否両論あるはずで、墓という文化装置を考える上で欠かせない議論である。仏

表 19 (問14)遺骨に魂は宿るか

遺骨に魂は宿るか	問36 自分の宗教							
	仏教	神道	キリスト教	その他	無宗教	拒否	無回答	総計
1. まったくその通り	6	0	2	1	0	0	0	9
2. どちらかと言えばそうだ	8	0	4	0	20	1	1	34
3. どちらかと言えばそうではない	12	0	3	8	46	1	0	70
4. ぜんぜん違う	13	5	10	9	98	2	1	138
5. わからない	23	0	3	3	25	5	1	60
888. 無回答	3	0	0	0	1	0	0	4
総　計	65	5	22	21	190	9	3	315

教式の葬儀で遺体から魂を抜き取る所作を僧侶がおこなうことがあるが、その魂は一体何処へ赴くと見なされているのか。筆者は残念ながら答えを持たない。

この儀式の後、火葬場へ運ばれた遺体は炉台に載せられ、高熱で焼かれた後に引き出され、少し力を加えるだけで崩れるほどになる。そこで、その遺骨を拾い集めて骨壺に納めるという一連の行為を関係者がおこなうことの意味、慣習的におこなわれているこの一連の行為の意味を改めて問う必要があろう。

問い直してみてわかるのは、この一連の行為には曖昧なところ、矛盾するようなところがいくつもあるということである。例えば、葬送儀礼の過程において一旦魂を抜き取られた遺体はモノに移行するはずだが、「聖なるもの」として葬送儀礼の過程で扱われ続け、そして火葬場において単にモノとしてではなく一定の宗教儀礼の対象になり、「聖なるもの」として扱われているのは一体どうしてなのか。それは曖昧なままである。

仮に遺体が自宅や寺や葬儀場における葬送儀礼の過程において未だ脱魂されない遺体であり続けたとしても、それが火葬場に移され、炉の高熱のなかで遺体に宿る魂はその高熱に耐え続け、焼骨にしっかりと籠り続けていると考えるのであろうか。あるいは古の時代のように、火葬の煙とともに魂は天に昇っていくとは考えられないのであろうか。

普通、骨壺に丁重に納められた遺骨は遺族の胸に抱かれて「帰宅」するのである。この場合、「丁重に」ということも「胸に抱かれて」ということもともに重要である。それは焼骨がただのモノではなくて特別の「聖なるもの」と見なされていることを示唆している。焼かれる前の遺体が「聖なるもの」であるのとは異なる位相において遺骨は「聖なるもの」なのである。

もし炉台の上に現れるすべての焼骨が「聖なるもの」であるとすれば、「骨あげ」での二方向への分別において理解し難い事実を私たちは目の当たりにする。一方では拾骨され、骨壺に移された遺骨はもちろん「聖なるもの」であると見なされている。他方では、炉台に残された遺骨も「聖なるもの」であるはずだが、実際は火葬場で産業廃棄物として捨てられるのである。死者の霊魂はここで二つに引き裂かれるのであろうか。あるいは、拾骨されるとき炉台のすべての焼骨に宿る死者の霊魂は骨壺に移される遺骨の方にすばやく移ると見なされるのであろうか。誰も説明しない謎である。

このように一般的には遺骨と魂の関係は曖昧なままである[1]。曖昧なままに人々は慣行的に、習慣的にそのようにしているだけである。

上に述べたのは、あくまで儀礼を通して、遺骨と魂の関係について一定の意味がどのように参加者に向かって発せられるか、呈示されるかという文脈のことであった。儀礼に現れる表面の行為と参加者の内面との間には大きな隔たりが横たわっている可能性がある。のうち、自分の宗教を明示した人のうち、遺骨に魂が宿るという信念に賛意を示した回答者は「仏教」で14名、「神道」で0名、「キリスト教」で6名、「その他」1名、「無宗教」で20名の合計41名であった。さらにこのうち確信を持って、「まったくその通りだ」という選択肢を選んだ回答者は、これらの宗教を通して合計でわずか9名である。アンケートの全回答者中、確信を持って遺骨に魂が宿ると答え得たのはわずか2.9パーセントに過ぎない、という驚くべき結果である。

(15) 死後の世界（他界）のイメージ（表象）

死後の世界のイメージ、すなわち他界表象について回答者はどのような反応を示したのであろうか。

他界は時間表象であると同時に空間表象でもある。それらをひっくるめて他界の有無を問うてみた。「あると思う」と答えた回答者は、49名すなわち315名中15.6パーセントであった。他方、他界の存在に否定的で、「ないと思う」と答えた回答者は141名すなわち全体の44.8パーセントであった。また「ある」とも「ない」とも確信しないで、保留中の回答者が122名すなわち38.7パーセントいた。

これら３つのカテゴリーのうち第一のものと残りの二つのカテゴリーとは質的に一線を画するものである。なぜならば「ある」と思うと答えた人に対して、「あるとは思わない」「わからない」はともに「ある」ということを確信せず、それを肯定しないからである。

したがって後の二つのカテゴリーを合わせて「他界の存在を信じない人びと」と解すれば、実に全体の84.5パーセントの回答者が「他界の存在を信じない人びと」ということになる。

このような他界、死後の世界が存在すると信じるか否かを、宗教（信仰）と関連させて分析してみよう。宗教については一方の設問で親の宗教（信仰）を敢えて尋ね、回答者本人の宗教を他方の設問で尋ねているので、後者すなわち本人の宗教（信仰）を尋ねられた設問において回答者は、「イエの宗教」ではなくて自分が「選びとった宗教」を尋ねられていると解釈するであろうと捉えた。

例えば仏教に焦点を当てれば、仏教を自分の宗教（信仰）だと答えた人々は、「イエの宗教」としての仏教ではなくて、回答者自身が個人として「選びとった宗教（信仰）」としての仏教を自分の宗教だと答えていると解してもよいということだ。

その結果は表20の通りである。すなわち、仏教を、自分が「選びとった宗教（信仰）」としている回答者でさえ、死後の世界があると思う人は全体の15.4パーセントすなわち65名中15名にしか過ぎなかった。

---

[1] キリスト教世界における死者の魂の行く方については、フィリップ・アリエスが残された図像の象徴分析を通して、やはりその曖昧さを指摘している。『図説　死の文化史—ひとは死をどのように生きたか』（日本エディタースクール出版部、1990）の第４章、216ページ参照。

これに対してキリスト教が自分の宗教であると答えた人々で死後の世界があると答えた人は全体の45.5パーセントすなわち22名中10名いた。他方、自分は無宗教であり、かつ死後の世界が「ある」と答えた人々は190名中10.5パーセントの20名にしか過ぎなかった。

表20　死後の世界の有無×自分の宗教

自分の宗教	問15 死後の世界の有無				
	あると思う(%)	あるとは思わない (%)	わからない (%)	無回答(%)	総計(%)
1. 仏教	10 (15.4)	18 (27.7)	36 (55.4)	1 (1.5)	65 (100.0)
2. 神道	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
3. キリスト教	10 (45.5)	3 (13.6)	9 (40.9)	0 (0.0)	22 (100.0)
4. その他	5 (23.8)	8 (38.1)	8 (38.1)	0 (0.0)	21 (100.0)
5. 無宗教	20 (10.5)	105 (55.3)	63 (33.1)	2 (1.1)	190 (100.0)
6. 拒否	2 (22.2)	3 (33.3)	4 (44.4)	0 (0.0)	9 (100.0)
888. 無回答	0 (0.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	3 (100.0)
総　計	49 (15.6)	141 (44.8)	122 (38.7)	3 (1.0)	315 (100.0)

(16) 他界のイメージ（表象）

回答者は散骨する、あるいは散骨されることを目的に「自然葬をすすめる会」に入会した人々なので、先に見たように他界の有無についての相対的に明確な判断を持ち、かつもし他界が存在すると信じるならば、一定の他界イメージを描いているであろうと想定した。そこで死後の世界がどのようなところか、と尋ねた。その結果は表21の通りである。

この設問において、回答者には一つの設問のみの選択を期待したが、数人の回答者が二つ以上を選択したために選択数の総計は315名を上回る322名となり、7名の回答者が複数の選択肢を選んだ。最も多く選択されたのは「死後の世界はないと思う」という選択肢であった。これは設問17において、散骨された後の魂の行方についての問に102名の回答者が「死後に魂は残らない」と答えているので、相互の関連が興味深いところである。

さて二番目に多く選択されたのは「わからない」という回答で、115名がこれを選択している。これについても設問17において101名の回答者が死後の魂の行方を「わからない」と答えているので、相互の関連が注目される。上と同様、後に検討してみたい。

これら両者と比べるとかなり少ない選択であったが、三番目に選ばれたのは「天国」の29名であった。仏教的な他界観を示す「浄土」「極楽」「地獄」は単独ではそれぞれ15名、4名、1名にしか過ぎず、三カテゴリーを合わせても22名であり、このことは少なくとも「すすめる会」の会員の間での仏教的な他界観の衰退をよく示す結果となっている。

以上を総括すると、回答者の間では他界はない、または他界への確信を持たないという傾向が非常に顕著であると言える。

表 21 (問 16)死後の世界のイメージ

他界イメージ	計(人)	割合(%)
地獄	3	0.9
極楽	4	1.2
浄土	15	4.7
天国	29	9
黄泉の国	12	3.7
竜宮	0	0
その他	17	5.3
死後の世界はないない	125	38.8
わからない	115	35.7
答えたくない	2	0.6
総 計	322	100

結びにかえて—散骨後の魂の行方–

回答者は何れの人も散骨を希望しているのであるが、散骨後に霊魂は何処にあるのかを問う設問が問17である。結果を表22に示す。

一般的には死者は「墓に眠る」という表現が多用されるところからもわかるように、今日では墓のなか、もしくはその周辺と捉えられていると考えてよいが、今回のアンケート調査の対象者の場合には、表18にしたがえば「死後に魂は残らない」と答えた人が32.4パーセントの102名と最も多く、これとほぼ同じ数の人々が「わからない」と答えている。

以下、「天」、「海の彼方」「その他」「海のなか」と続くが、これら４カテゴリーを合わせてちょうど全者のカテゴリーと並ぶ。既に見たように散骨の希望地は第一が海の66.3パーセント、第二が山野の25.7パーセントである。これらのデータとつきあわせてみると、散骨希望の空間が必ずしも散骨後の魂の行方と結びついているとは言えない。

表22　（問17）散骨後の魂の行方

魂の行方	計	割合(%)
死後に魂は残らない	102	32.4
わからない	101	32.1
天	48	15.2
海の彼方	27	8.6
その他＊	15	4.8
海のなか	12	3.8
散骨された木の根元、土中	3	1.0
山全体	3	1.0
森のなか	2	0.6
木の幹、枝、葉、花	1	0.3
答えたくない	0	0.0
無回答	1	0.3
総 計	315	100.1

＊このカテゴリーの数値には「宇宙」「心のなか」等と答えた回答者も含まれる。

しかし、これはさりとて意外というほどのものではない。なぜならキリスト教、イスラム教、ヒンズー教、仏教等、世界の各宗教と結びついた遺体処理の現場は、必ずしも死後の霊魂の行方、在処と結びついているとは限らないことが知られているからである。例えばヒンズー教においても、かのインドのベナレスの地で火葬され、ガンジス川に遺灰が流されるが死者の霊魂はベナレスの岸辺やガンジス川にとどまるとは考えられてはいない。日本の社会においても、土葬にされた遺体の横たわる墓が死者の霊魂の在処と見なされるとは限らなかった。死者の魂は遥か彼方の浄土に赴くと考えていた人々もいたのである。

さて話をここで元に戻すと、全体として、散骨後の魂の行方は「拡散している」と形容できるのではないだろうか。この拡散という特徴は「葬送の自由をすすめる会」の会員の特徴であると理解することもできる。魂の行方をどのように想像するかは、会員の間で共通の理解を持つように促されるのでもなく、まったく「自由に」会員個々人は「想像する」のである。死者の霊魂の行方についての認識の仕方が文化の重要な一部だと考えるならば、「葬送の自由をすすめる会」は、会員の間での「死者の霊魂の行方についての認識の多様性が最大限許容される」文化としての信念を有する団体であるということができる。

以上、散骨後の死者の霊魂の行方についての回答者の間での表象（イメージ）の分布を概観したが、観点を少し変えて、会員の間で認識されている死者の霊魂の行方は、自然崇拝（アニミズムとは区別された意味での自然崇拝[2]）とどこかで結びついていると言えるか、という問を立てて検討を試みてみよう。

---

2 アニミズムについては従来さまざまな見解が提示されているが、そのなかで保坂幸博氏［2003］は唯一神を戴く宗教、特にキリスト教の視点からキリスト教以外の存在を軽蔑的な視線で捉えるアニミズム理論を厳しく批判している。保坂幸博『日本の自然崇拝、西洋のアニミズム—宗教と文明／非西洋的な宗教理解への誘い』新評論、2003

そのまえに前提となる議論を若干行なっておかなければならない。宗教現象を「聖なるもの」の時間と空間という観点から理解するならば、奈良の三輪山のような神体山を崇拝する信仰は自然崇拝と呼べる宗教だと言い得る。また、野に湧き出る泉を崇拝する信仰も自然宗教であると言える。樹木や巨岩を崇拝する信仰も自然宗教と呼んでよい。キリスト教やイスラム教のような人格神を崇拝する一神教のみを真正の宗教と規定し、他は下等な宗教または非宗教であるとして睥睨する態度があるとすれば、それは学問の世界にはなじまない。

宗教を規範としてではなく社会現象として捉えるならば、「聖なるもの」という概念で理解できるような、社会生活のリズムのなかで生起する個人的救済体験や周期性をもつ集合生活のある種の状態こそが宗教現象に他ならない。

一定の儀礼を伴って遂行される散骨もそのような意味においてある種の宗教現象である。たとえ死後の世界はない、死者の霊魂など存在しないと考える人々であっても、例えば死者の遺骨を土足で踏みにじる人はいない。そこには聖なる何ものか、そのようにすることを踏みとどまらせる聖なる何ものかの力（社会学的な力）がはたらいていると考えてよい。そこでも死者の尊厳を守ろうとする努力は散骨儀礼における特定宗教色を慎重に排除しながら続けられている。

筆者の観察によれば散骨の儀礼は、このように特定宗教色を帯びないものの、死者の尊厳を守り、死者への礼拝を象徴する一連の行為としてあらわれるのである。「葬送の自由をすすめる会」の運動のなかでしばしば登場する「墓は心の中に」というスローガンは、死者に対する人格崇拝が極限にまで個人主義化された表現であると考えられる。遺骨から無形の人格へという礼拝対象の移行がここに見て取れるのではないかと思う。

さらにここで注目すべきなのは、「すすめる会」の会員のあいだで散骨体験が語られる際に多用される「自然に還る」という表現の意味が必ずしも自然崇拝と結びついていないのではないかという疑問である。再び表22を参照しよう。もし自然葬という行為が自然宗教と親和性があるのであれば、死者の魂の行く先として「散骨された木の根元、土中」、「木の幹、枝、葉、花」、「森のなか」、「山全体」[3]、「海のなか」という選択肢がもっと選ばれてしかるべきである。しかし実際には、これらのカテゴリーが選ばれたのは315名中の21名、すなわち6.7パーセントにしか過ぎない。[4]

しかも、実際に自然葬を経験した人たち62名でさえ、これら５つのカテゴリー属する散骨空間を後日訪問した経験があるのは、**図５**（11ページ参照）からもわかるように、たった4.8パーセント、3名でしかない。大半の人々は散骨儀礼に参加した散骨空間それ自体には、さほど関心を示さないのである。

以上のことから、確かに散骨によって遺骨は「自然に還る」が、遺骨に宿っていた霊魂が自然界の諸物に入り込み、その精霊やそこに宿るカミと交わって固有性を失い、その霊魂が精霊やカミに昇華されていくと人々が見なしていると解釈するわけにはいかない。

例えば山の果樹園のリンゴの木の根元に死者の遺骨が散骨されるとき、死者の霊は「リンゴの木」の霊と一体となって、散骨後に礼拝の対象になっていくのかと問えば、必ずしもそうではない。

---

[3] 日本人の伝統的な霊魂観について、久保田は霊魂の鎮まりを受け容れてくれる山に「霊魂が帰り、祖霊を経て神霊となる、あるいは荒魂が和魂へと浄化していくとする観念は、浄土教思想が説く往生とそのまま響き合う。」と表現している［久保田2008；253］。これが日本人の伝統的な霊魂観であるとしても、「葬送の自由をすすめる会」の会員である今回のアンケート調査の回答者に関しては、山を魂の行方と考える人はきわめて少ない。森や樹木を含めてもなおきわめて少ないのである。

また、私が観察したところでは、散骨のために特に植えられた桜の木の根元で散骨されるとき、死者の霊魂は根元から吸い上げられて、木の精となり、あるいは桜の花の精となり、散骨後も永く遺族の礼拝の対象になるというものでもない。

これらにおいて自然界の個々の存在物に顕著な聖性が関係者によって付与され、死者の霊がそこで供養されるものでもない。木は目印であり、ただ一回きりの儀礼において聖なる時間が関係者のあいだで共有されたということを記憶にとどめる目印にしか過ぎない。

海での散骨の場合はなおのこと、自然としての対象は漠然としている。その場合、たとえ「海という自然界に還った」とは認識されても、死者の霊魂が海のカミあるいは海の霊と一体化したと理解されているということはなさそうである。表22によれば、315名中12名、3.8パーセントの回答者が魂の行方を「海のなか」と答えているのであるが、海での散骨を全回答者の66.3パーセントの人々が希望している割には、海が散骨後の魂の行く先として選ばれることがきわめて少ないことは否めない。死後の霊魂の存続を認めない回答者にとって、海という自然への遺骨の「返還」は、崇拝の対象としての海という自然ではなく自然界の一部としての海へ遺骨を投入することを意味している。やがてそれは長い年月の間に個別性を完全に失い、遺骨を構成する要素（あるいは元素と言ってもよいが）が自然界における存在物の要素の一部として新たな結びつきを得て、創造的に再生されるというイメージでとらえられているのではないかとも思われるのである。

したがってむしろ自然葬でいう散骨において重要なのは遺骨の行方ではなく、散骨の儀礼そのものであり、また遺族として遺骨を砕くことをも含めて儀礼が準備される過程である。実際問題として、散骨の儀礼に立ち会ってみると、そこでは多かれ少なかれ、非日常的なある種の厳粛な雰囲気が漂う。自然界の散骨場（山野、海上の船の甲板、海を臨む崖の上等）での参加者の生真面目な表情、ゆっくりとした身のこなし、黙祷、汽笛、散骨した洋上での船の周回、そこで時に流される静かな音楽など、束の間だが緩やかな時間の流れのなかである種「聖なるもの」の時空が参加者のあいだで共有される。この儀礼の瞬間こそが自然葬のクライマックスなのである。

自然葬の遂行者は元来、墓に納める「遺骨には執着しない」が故に、自然葬を選んだ人々である。ならば自然の「物質循環」のなかに「組み込む」つもりで自然界に散骨したのちに、なお「場」にこだわるのは趣旨に反することになるのかもしれない。死者の魂の行方は「生者の心のなか」と答えた回答者が自然葬実施者のなかでは唯一人であったが、やがてはこの回答者のように、墓は残された者の心のなかに、というのが散骨を選ぶ者の究極の選択肢になっていくことになるかもしれない。

［参考文献］

柴崎照和『お盆と盂蘭盆経』大東出版社、2006
新谷尚紀・関沢まゆみ編『民俗小事典　死と葬送』吉川弘文館、2005
窪　徳忠『沖縄の社会と習俗』東京大学出版会、1970
久保田展弘『原日本の精神風土』NTT出版、2008
須藤　功『葬式―あの世への民俗』青弓社、1996
高橋隆雄・田口宏昭『「よき死の作法」をめぐって―熊本大学生命倫理研究会討論集』熊日出版、2004
立川　武蔵『聖なるもの　俗なるもの　ブッディスト・セオロジー１』講談社、2006
伝統と現代編集部編『死生観　伝統と現代保存版』伝統と現代社、1976
保坂　幸博『日本の自然崇拝、西洋のアニミズム―宗教と文明／非西洋的な宗教理解への誘い』新評論 2003

仲島　廣『墓と葬式の自由』（季刊『仏教』no.38）法藏館、1997
中村　生雄・安田睦彦編『自然葬と世界の宗教』凱風社、2008
宮田　登『終末観の民俗学』弘文堂、1987
宮本　貢『死よ!!—誰も言わなかった葬式の楽しみ方—』朝日新聞社、1993
森　謙一『墓と葬送の社会史』講談社、1993
安田　睦彦『墓は心の中に—日本発の「自然葬」と市民運動』凱風社、2010
山口昌男・山折哲雄他『一条真也対談集　魂をデザインする—葬儀とは何か—』国書刊行会、1992